

羽曳野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

就労支援事業については、平成14年度から就職困難者の就労支援のための地域就労支援事業を活用した求人求職情報フェア等を、近隣市をはじめ大阪府・大阪労働局・公共職業安定所・総合労働事務所等の関係機関等と連携を図りながら開催しています。今後とも、関係機関等とも連携を図りながら、就職困難者の就労機会の向上に努めます。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

地元の産業構造を念頭に各種企業と連携を図り、地元にも有利な形での雇用創出につながる施策をこれからも大阪府とともに取り組んでいきます。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

羽曳野市商工会・羽曳野市雇用開発協会等と連携を図り、市全体で雇用の質が向上するよう積極的に取り組んでいきます。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの人が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

就職を希望する人の状況に応じて、「大阪府若者サポートステーション」等関連機関の情報提供や誘導を行いながら、今後も相談者のニーズに対して効果的に応える支援に取り組んでいきます。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

近隣市をはじめ大阪府・総合労働事務所・大阪労働局・公共職業安定所等と連携を図り、雇用・労働行政の強化に努めていきます。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

「羽曳野市企業人権連絡会」を設置し、企業の立場から人権尊重社会の実現のため取り組んでいます。今後も人間尊重をベースに人的資源に投資する一助として支援に努めます。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

地元の産業構造を念頭に各種企業と連携を図り、大阪産業施策につながる研究等に取り組んでいきます。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。

(回答)

本市は、これまでも市長を先頭に、市民の満足度の向上、透明でガラス張りの行政運営、市民とともに進めるまちづくり、健全で持続可能な行財政運営の4つを基本に行財政改革に取り組んでいます。行財政改革にあたっては、行政効率の視点のみではなく、業務の執行を法令に違反することなく円滑に進めるとともに、環境・人権・労働の視点に配慮した取り組みを推進します。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市は、平成17年度に策定した「羽曳野市財政健全化計画」に基づき、次代に負担を先送りし

ないため、収支バランスのとれた持続可能な自立的な財政運営を確立することを目標に財政の健全化に取り組みます。

このようななか、平成18年度決算では、実質収支が平成12年度以来6年ぶりに黒字転換することができました。しかし、三位一体改革の影響による地方交付税交付金の減少などにより依然として厳しい財政状況に変わりなく、今後ともより一層の財政健全化の取り組みを進めます。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

本市の地域医療連携体制として、市医師会及び府立呼吸器アレルギー医療センターとの連携を強めるとともに、南河内圏域保健医療協議会を通して府保健所や関係機関との連携を図っていきます。また小児救急医療体制の確立にむけては、南河内北部3市（松原市・藤井寺市・羽曳野市）による広域連携事業として実施する方向で検討を進めており、平成20年度中には、現状よりも前進した体制ができるよう取り組みます。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス情報は、広く市民・利用者等が供覧できるよう、市ホームページにおいて掲載しています。

苦情・相談体制については、地域包括支援センターの充実に努めるとともに、市関係部局や保健福祉医療等の関係機関等との連携を強化し、より充実を図ります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

包括的・継続的マネジメント支援の一つとして、定期的にケアマネジャー連絡会を開催するとともに、地域の介護支援専門員を支援するための取り組みや、市独自の地域とのネットワーク事業「ふれあいネット雅び」の一層の推進に努めます。

地域包括支援センター運営協議会については、本市介護保険等推進協議会（市長の附属機関）に地域包括ケア推進委員会を設置し、一般公募による被保険者の参加を図っています。

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

（回答）

「元気な社会、充実したシルバー人生・60才、新たな現役」とスローガンを設定し、市内老人福祉センターや老人憩いの家において高齢者の生きがいがづくりを目的とした生涯学習等の推進や老人クラブ・シルバー人材センターへの支援等の取り組みを実施しており、今後もこれらの取り組みを進めていきます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方に基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

（回答）

生活保護制度については、国の責任において実施すべき制度であり、ナショナルミニマムの内容についても国が保障すべきものであると考えます。

就労支援については、公共職業安定所と連携した自立支援プログラムを策定し、被保護者等の自立につながるシステムと支援体制をすでに構築・実施しています。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

（回答）

健康まつりなど本市が主催または共催するイベントにおいて、市医師会や関係機関の協力のもと啓発を行っています。また、中学生を対象とした思春期教育を学校と共同で実施しており、今後も引き続き未成年への正しい知識の啓発に努めます。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保

育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

（回答）

「羽曳野市次世代育成支援行動計画（はびきの夢プラン）」に基づき、家庭・地域・学校などの連携による乳幼児期・学童期・思春期・青年期を通した子育て支援、次代を担う人づくり・環境づくりの施策を推進します。また、市民や地域の活力及び創意工夫を活かせる環境づくりを行い、市民同士のネットワーク化を進め、市民と地域・行政との総合的な連携を図ります。

病児保育については、先進都市の取り組みや実施体制などの調査研究に努めます。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

（回答）

第三者機関である保育園運営懇談会による「羽曳野市保育園の運営等のあり方について」の答申に基づき、保育所運営にあたっては、全体の子育て支援の取り組みのなかで適切に位置づけるとともに、公立保育所と民間保育所のサービス格差が生じないよう公平性の観点からより効果的な運営に努めます。また、在宅子育て家庭を含めたすべての子どもに対する支援を進めます。

保育士研修については、専門的な知識や技術を学習する機会であるとともに、保育士の交流の場やネットワークづくりの機会と捉え、今後もさらに充実していきます。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

（回答）

学童保育については、児童の安全を守り、遊びを通じて健康で明るく育つことを目的として、すべての小学校で実施しています。申請児童数は増加傾向にありますが、待機児童を可能な限り出さない方針で進めています。今後もより効果的な事業運営を図るため、指導員の資質向上等にむけた取り組みに努めます。また、すべての小学校区で「土曜子どもクラブ」を組織し、土曜日等にスポーツなどの諸活動を通じて学校への親しみや人の輪を育み、地域で子どもたちの安全と発達が保障できるような取り組みを進めます。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

子どもの居場所づくりについては、大阪府の予算動向によりますが、平成20年度より市内2小学校において放課後子ども教室を試行実施いたします。保護者や地域・学校、行政との連携を深めながら、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと社会教育行政の推進に努めます。

また、「子どもを守る」地域社会の醸成を図るため、「安まちメール」などの積極的な活用、「子どもの安全見守り隊」のネットワーク化、「子ども110番の家」や「青色防犯パトロール」など、地域での取り組みの拡充や周知・徹底などに努めます。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

本市では、各中学校の卒業生に対し高校進学のための奨学制度である羽曳野市スカラシップ事業を実施しています。

また、大阪府教育委員会発行の奨学金紹介冊子「夢と希望の架け橋」を中学校3年生全員に配布し、奨学金制度等の啓発に努めています。なお奨学金については、厳しい財政状況にありますが、昨年度と同等の財源確保に努めています。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

「人権ケースワーカー制度」については、多様化・多発化している人権侵害事案に対しての中核的な役割を担い、関係行政機関との連携などにより事案対応力の強化が期待されます。今後は、人権ケースワーカーの養成などさらなる人権相談・人権救済の体制充実に努めます。

また、すべての人々の基本的人権が尊重され、誰もが平等に社会に参画し能力を発揮できるまちづくりを進めるため、人権啓発市民組織等と連携しつつ、あらゆる機会を捉えながら人権教育・啓発の一層の推進に努めます。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り

組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では平成19年3月に「羽曳野市男女共同参画推進プラン（第2期はびきのピーチプラン）」を策定し、推進プランに沿って男女共同参画についての事業を進めています。また、審議会等の女性委員登用率の目標を30%と明記し、あらゆる意思決定の場に女性の意見が反映されるよう、登用割合を引き上げるための啓発を重ねていきます。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

「男女共同参画推進条例」については、他市の制定状況等を勘案し、時期も含めて検討します。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

女性へのあらゆる暴力の根絶を目標に、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の相談窓口として女性相談を開設し専門相談員が相談に応じるとともに、相談日以外においても研修を受講した市職員が対応しています。法改正等に精通する知識を得るための研修を受講し、緊急の相談にも対応できるよう取り組みます。

また、市広報紙やホームページ等を活用し、広く市民にむけて窓口の案内や法制度等についても周知します。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市では「次世代育成支援行動計画」において、「父親が参加しやすい妊娠、出産、育児に関する事業推進」「育児休業の活用についての事業所や組合への啓発」を位置づけ、男性の育児休

業取得率が向上するようマタニティスクール（育児参加促進）や男性クッキング教室を開催するなど啓発に努めています。また、男女共同参画冊子「きらりHABIKINO」においても男性の育児・看護休業についての特集を組み、市民のみならず市役所が市のモデルとなるよう「特定事業主行動計画」を推進し、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めています。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

（回答）

本市は、「地球温暖化対策推進実行計画」を平成14年度に策定し、本市庁舎の空調や照明などの光熱節減や公用車一括管理による効率的運用などを実施するなど、温室効果ガスの発生抑制に努めてきました。計画策定から5年を迎え、具体的な実績を検証し、より地球環境への負荷を低減できるよう一層の省資源化に取り組みます。

また、公共施設への省エネ技術や新エネルギーの導入及びソーラーカーを使った環境学習授業などをこれまで実施してきましたが、広く地域でも地球温暖化防止の気運が向上するよう、今後これら取り組みを進めます。

- (1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

（回答）

大阪府が平成18年5月に発表した「熱環境マップ」によると、本市の北西部の一部などで夜間蓄熱が高い地域が見られ、優先対象地域の指定を受けています。一部の学校で「みどりのカーテン」事業に取り組んでいますが、熱帯夜の減少をめざし、「ヒートアイランド対策ガイドライン」（大阪府）を参考として人工排熱の低減など啓発に努めます。

- (1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

平成19年度は、「ストップ地球温暖化デー」に地域推進員・大阪府と共同で、駅前での街頭啓発を実施しました。今後も大阪府や地域と連携してさらなる啓発に努めます。

アイドリングストップに関しては、公用車のエコドライブ運動や公共施設への来庁者に対する啓発に努めます。

(2)「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市では国の減量目標をすでに達成していますが、平成22年度にさらに平成14年度比－3%減量の目標が達成できるよう、戸別収集ごみにおける資源ごみの分別回収や廃棄ペットボトルの拠点回収、リサイクル推進のための「くるくるマーケット」の開催などに引き続き取り組みます。また、循環型社会の構築をめざし、本市で発生する一般廃棄物の総量を抑制できるよう、再資源化や3Rの一層の普及など、大阪府と連携し一層の取り組み強化に努めます。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

本市では大量の廃棄物を屋外で焼却処分する行為は減少の傾向にありますが、依然、野積み・不法投棄事案が散発的に発生しています。引き続き大阪府や所轄警察とも連携し、強化月間などの監視を行うとともに、頻発する区域では施設管理者などと協力し、警告指導や巡視に努めます。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市では全域を生活排水対策重点地域として指定を受け、「生活排水対策推進計画」を平成11年3月に策定し、下水道の普及促進を柱とする事業を展開しています。また、2006年9月大和川サミットにおいて策定されました「Cプロジェクト計画」では、その水洗化率の目標値を90%と設定し、面整備を促進するため、汚水整備が完了している地域で水洗化の工事が完了していない家庭に対して、地域の環境改善や河川の水質汚濁防止のためにも一日も早く水洗化していただくよう啓発するとともに、エコクッキング教室や水辺の教室など、市民とともに取り組めるよう啓

発事業を実施しています。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市は平成19年度に「地域防災計画」を策定していますが、「大阪府地震防災戦略」の内容をもとに、本市の防災対策の補強を行っていきます。

備蓄食糧については、賞味期限などについて定期的に点検を行っています。賞味期限直前の備蓄食糧については、地域の防災訓練の際の炊き出しや市のイベントで防災コーナーを設けての配布などPRに努めています。

訓練については、三市（柏原市・羽曳野市・藤井寺市）合同総合震災演習を毎年輪番制で行っています。今後も市民参加を促進し防災に対する意識の高揚を図るとともに、例年開催している「防災出前講座」等の充実に努めます。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設は児童生徒の学習・生活の場として、また、特に屋内運動場は災害時の地域住民の応急避難場所となることから、最優先的に耐震補強工事等を行っています。大阪府にも、国に対して耐震補強工事の補助基準額の引き上げや対象条件の拡大など、公立学校施設整備に必要な財源の確保と制度充実についての働きかけを要望しています。今後、学校施設の耐震化率向上のため、さらに国・大阪府に対し働きかけます。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

AEDについては、市内の公共施設に順次設置を進めており、現在11ヶ所に設置しています。平成20年度にも新たに公共施設2ヶ所と全中学校6ヶ所の設置を予定しており、今後も計画的な設置に努めます。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

休耕農地の有効活用として、休耕農地の地権者に対し農業の利用希望者に対する措置や農地の賃借などの流動化を促すとともに、市と農業者・農業団体はもとより大阪府・関係団体などとも連携して農業の推進及び保全と活用に取り組みます。

なお本市では、市民がレクリエーション等の多様な目的で野菜などを育てるための小区画（15㎡）の貸し農園を市内12ヶ所（1ヶ所の規模10a以上）設置しています。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

商業地における「共同荷受施設」「荷捌専用パーキングエリア」等の整備に伴う要望については、地元地域の協力の有無・経済効果・必要性・交通状況等を総合的に勘案して検討します。さらに、官民の駐車場の整備と誘導については、駐車場施設の需要・経済効果・必要性・交通状況を分析し検討します。また、違法駐車対策として、管轄警察署及び地元との連携・協力により違法駐車が比較的多い地域での街頭キャンペーンをはじめ、違法駐輪対策も含めた広報・啓発活動を一層強化し、その解消に努めています。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

高齢者や障害者はもとより誰もが利用しやすい施設整備や円滑な移動を図るため、「バリアフリー基本構想」の策定にむけて取り組んでいます。平成19年度には協議会を設置して重点整備地区を選定し、平成20年度はその地区においてタウンウォッチングや事業者協議を実施し、基本構想を策定します。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

現在本市の歩道整備率は10.8%と低く、今後とも自歩道整備に重点を置き安全対策を進めると

ともに、大阪府警に歩車分離信号の設置について働きかけていきます。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

道路交通混雑の緩和を図るため、交通渋滞箇所の渋滞原因やより効果的な方策等を検証し、鉄道事業者・道路管理者との協議や連携、民間活力との協働を図り、より効果的で有効な推進方策について検討します。

また、レンタサイクルは、古市駅前駐輪場・高鷺駅前南駐輪場・上ノ太子駅前駐輪場の3ヶ所で利用可能です。今後、本市を訪れる方や市民により一層楽しく利用してもらえよう取り組んでいきます。